

「岡崎ワイン」名称募集要項

1 趣旨

令和5年1月に岡崎市ワイン特区の認定を受け、純岡崎産ワイン製造が可能となり、西阿知和町内に市内で初のワイナリーが誕生しました。今年採れた岡崎産ぶどうをこのワイナリーで初めて仕込むことになり、岡崎産ワイン（赤ワイン・白ワイン・デラウェアワイン）の名称を募集します。

2 募集内容

岡崎ワインの名称（赤ワイン・白ワイン・デラウェアワイン）

3 岡崎ワインの特徴

赤ワイン：巨峰を使用し、はじめにベリーを連想させる香りを、次に甘草のような甘い香りを感じます。余韻はほろ苦さの後に木苺の風味を感じます。さっぱりした後味が肉料理などに合います。

白ワイン：ハニーシードレス、クインシーナ等のぶどうを原料とし、はじめに柑橘を連想させる香り、中盤にほろ苦さを感じます。余韻に熟れたメロンの甘い風味と乳製品を感じます。苦味が気になる場合は常温で丸みのあるグラスで飲んで頂くと、苦味が和らぎます。優しい味わいなので繊細な和食にも合います。

デラウェアワイン：はじめにグレープフルーツの皮、アプリコットジャムを連想させる香り、中盤に酸味を感じます。余韻にクミンや黒コショウなどのドライハーブのスパイシーなニュアンスも感じられます。

4 応募規定

1件につき1名称（応募点数に制限はありません）

応募者の自作、未発表のものとしします。なお、既発表の名称と同一もしくは、類似のもの、または他の商標等の侵害が明らかになったものは、採用決定後であっても採用を取り消すことがあります。

5 応募方法

市電子申請システムでご応募ください。

6 応募期間

令和5年12月8日(金)まで

7 選考・発表

岡崎市と岡崎市果樹振興会で選考し、作品（名称）を決定します。

採用が決定次第、本人に連絡し、広報誌及び市ホームページ等で発表します。

8 表彰について

採用者にはJAふれあい商品券を贈呈します。また、採用候補者にはふどう加工品を贈呈します。なお、採用作品に同一作品（名称）がある場合は、原則として、抽選で採用者を決定します。

9 留意事項

- (1) 応募作品の著作権その他一切の権利に係わる問題が生じた場合、または、虚偽の申し込み等があった作品については、採用の有無にかかわらず失格とし、この全てのことについては応募者の責任とします。
- (2) 採用作品は、岡崎ワインの名称に使用し、ワインラベルを製作するなど、その他、各種印刷物への掲載などPR活動に広く使用します。
- (3) 採用作品の応募者は、採用と同時に岡崎市果樹振興会に対して当該作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）を無償譲渡することとし、その他作品に関する一切の権利についても同振興会に帰属するものとします。また、採用作品の応募者は、同振興会が採用作品の商標・意匠の登録・出願をすることを認め、その対価は無償とします。
- (4) 規定に違反していることが判明した場合、採用決定後でも採用を取り消し、贈呈品の返還を求めます。
- (5) 採用者は、住所（町名まで）または学校名、氏名を公表します。
- (6) 選考内容等に関するお問い合わせにはお答えできません。

応募先・お問い合わせ先

岡崎市果樹振興会（岡崎市経済振興部農務課内）

「岡崎ワイン名称募集」係

電話（0564）46-4490

メールアドレス nomu@city.okazaki.lg.jp